

警察本部
警察学校
警察署

警察官の礼装に関する訓令を次のように定める。

昭和49年6月25日

三重県警察本部長 松井 三郎

警察官の礼装に関する訓令

改正 平13第2号、平17第22号、令3第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、三重県警察における警察官の礼装の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(礼服の服制)

第2条 警察官の礼装の服制は、別表のとおりとする。

(礼装)

第3条 警察官の礼装は、礼服を着用するものとする。ただし、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号）第4条に規定する服装等（以下「服装等」という。）に白手袋を着用して、礼装に代えることができる。

(礼装をする場合)

第4条 礼装をする場合は、次のとおりとする。

- (1) 表彰式等公式の儀式に出席する場合
- (2) その他三重県警察本部長（以下「本部長」という。）が儀礼上必要があると認めた場合
(私的儀式における礼服の着用)

第5条 礼服は、前条に定める公的行事のほか、私的な冠婚葬祭の儀式等においても、所属長の承認を得て着用することができる。

(飾緒等の着装)

第6条 礼服には、上衣にえり章、飾緒及び礼肩章を、別表服制図（えり章、飾緒及び礼肩章の着装位置）の要領により着装するものとする。ただし、弔意を表する場合及び本部長が指示したときは、飾緒の着装を省略するものとする。

(警察勲功章等の着用)

第7条 礼服の場合における警察勲功章等の着用については、制服の場合と同じ要領により着用することができる。

(けん銃、警棒等の携帯)

第8条 礼服を着用する場合は、原則として帯革及びけん銃、警棒等は、着装しないものとする。

ただし、けん銃については、本部長が携帯を指示したときは、適宜の方法により携帯するものとする。

2 服装等に白手袋を着用して礼装に代える場合は、けん銃、警棒等は着装しないものとする。

ただし、本部長が携帯を指示したときは、この限りでない。

(礼服の貸出し)

第9条 礼服は、本部会計課において保管し、所属長の申請に基づき貸出しするものとする。

(礼服の着用期間)

第10条 礼服の着用期間は次のとおりとする。

(1) 冬服 10月1日から5月31日までの間

(2) 夏服 6月1日から9月30日までの間

附 則

この訓令は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則 [平成13年3月12日 三重県警察本部訓令第2号]

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 [平成17年10月19日 三重県警察本部訓令第22号]

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 [令和3年3月29日 三重県警察本部訓令第6号]

この訓令は、公布の日から施行する。

別 表

礼 服	冬礼服	上 衣	制 式	色	黒色	
				地 質	毛織物、人造繊維織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。	
				えり及びえり章	えり及 びえり 章	折りえり式、剣えりとする。両えりの上えりにそれぞれ金色モール製、桜花模様のえり章各1個をつける。形状図のとおり。
					肩	両肩に礼肩章の留め金通し各3個を、右肩に飾緒留めの黒色ボタン1個をつける。形状図のとおり。
					前 面	日章をつけた金色の金属製ボタン4個を一行につけ、下前を持出し式とし、下胴回りを絞る。ポケットは、左右の胸部及び腰部に各1個とし、胸部のポケットにはひだ2条を設ける。ポケットにはふたをつけ、日章をつけた金色の金属製ボタン各1個でとめる。形状図のとおり。
					後 面	さいばらとし、すその中央部をさく。形状図のとおり。
					そで及びそで章	長そでとし、両そでの下端に近い部位に、しま織金線及び階級に応じて、1条ないし3条の黒色のしま織線をつける。形状図のとおり。
				ズボン	色	上衣と同様とする。
					地 質	上衣と同様とする。
						長ズボンとし、両わきの縫いめにそって黒色

		制 式	しま織の側線をつける。両側及び左右後方にポケット各1個をつけ、左後方のポケットに黒色のボタン1個をつける。すそ口はシングルとする。形状図のとおり。	
夏礼服	上 衣	色	灰み青色。	
		地 質	毛織物、麻織物、人造繊維織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。	
		制 式	えり及びえり章	冬礼服上衣と同様とする。ただし、桜花模様のえり章は銀色モール製とする。
			肩	冬礼服上衣と同様とする。ただし、飾緒留めのボタンは灰み青色とする。
			前 面	冬礼服上衣と同様とする。ただし、ボタンは日章をつけたいぶし銀色の金属製とする。
			後 面	冬礼服上衣と同様とする。
	そで及びそで章		長そでとし、両そでの下端に近い部位にしまおり銀線及び階級に応じて1条ないし3条の灰み青色のしまおり線をつける。形状図のとおり。	
	ズボン	色	上衣と同様とする。	
		地 質	上衣と同様とする。	
		制 式	冬礼服ズボンと同様とする。ただし、側線及び左後方ポケットのボタンは、灰み青色とする。	
		色	黒色	

礼 帽	冬 礼 帽	地 質	冬服上衣と同様とする。
		制 式	形状は円形とし、前ひさし及びあごひもは黒色とする。あごひもは、腰の両側において金色の金属製日章各1個でとめる。まちの両側に各2個のはとめをつける。前ひさしの表面に黒色の布製台地を張り、その前縁にそって金色モール製の桜花桜葉模様をつける。形状図のとおり。
		き 章	金色の金属製日章をモール製金色桜で囲む。台地は、黒色の織物とする。形状図のとおり。
		帯 章	腰に黒色のななこべりを巻き、警部以上の階級の場合にはじゃ腹組金線及びじゃ腹黒色線を、警部補の階級の場合にはじゃ腹組黒色線を巻く。形状図のとおり。
	夏 礼 帽	色	灰み青色
		地 質	夏礼服上衣と同様とする。
		制 式	冬礼帽と同様とする。ただし、あごひもどめの金属製日章及び前ひさしの桜花桜葉模様は銀色とする。
		き 章	冬礼帽と同様とする。
		帯 章	腰に灰み青色のあやたけべりを巻き、警部以上の階級の場合にはじゃ腹組銀線及びじゃ腹組灰み青色線を、警部補の階級の場合にはじゃ腹組灰み青色線を巻く。形状図のとおり。
	ワ イ シ ャ ツ		白色無地のものとする。

ネクタイ	冬礼服用	シルバーグレーの無地のものとする。
	夏礼服用	薄紺色の無地のものとする。
くつ		黒色の短ぐつとする。
手袋		白色無地のものとする。
飾緒	冬礼服用	金色の丸打ちひも2条及びこれを3つ編みにしたもの1条を留めがわから出し、ひもの先端に日章及び桜花模様をつけた金色の金属製金具各1個をつける。形状図のとおり。
	夏礼服用	冬礼服用のものと同様とする。ただし、丸打ちひもは1条とし、ひも及び金具は銀色とする。形状図のとおり。
礼肩章	冬礼服用	警視長以下の階級に応じて、金色の丸打ちひも2本ないし4本を引きそろえ、1列5つ目編みないし6つ目編みとし、警視正以上の階級の場合には1個ないし4個の金色の金属製日章を、警視以下の階級の場合には1個ないし3個の銀色の金属製日章をつけ、その上部に日章をつけた金色の金属製丸ボタン1個をつける。形状図のとおり。
	夏礼服用	冬礼服用のものと同様とする。ただし、丸打ちひも及び警視以下の階級の金属製丸ボタンは銀色とする。

備考

えり章は、上衣の両えりにつけ、飾緒は、右肩端から、右えり裏にかけてつり、礼肩章は、両肩につける（形状図のとおり。）。

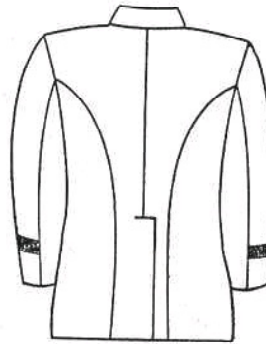
形状図 数字は単位をミリメートルとする。

礼 服
上 衣

前 面



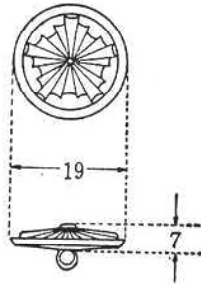
後 面



ズボン
右 側



ボ タ ン

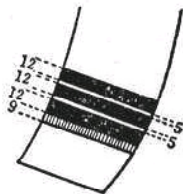


えり章

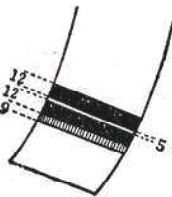


そ で 章

警 視 長



警 視 正 視

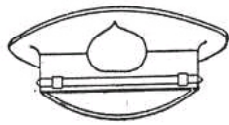


警 視 巡 査 部 補 長 査 部

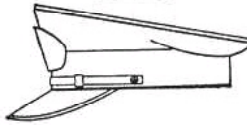


礼 帽

正 面



側 面



前ひさし

警 視 長
警 視 正



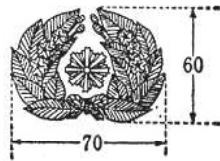
警 視 部
警 部 補



巡 査 部 長
巡 査



き 章

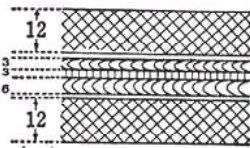


あごひもとめ日章

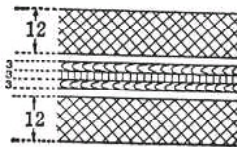


帯 章

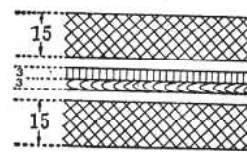
警 視 長



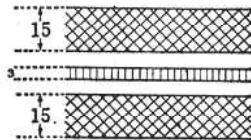
警 視 正
警 視



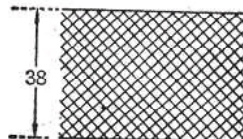
警 部



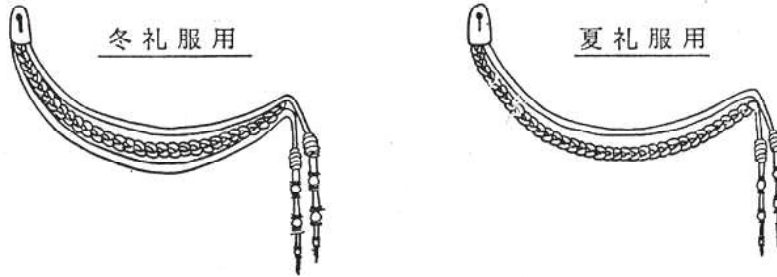
警 部 補



巡 査 部 長
巡 査

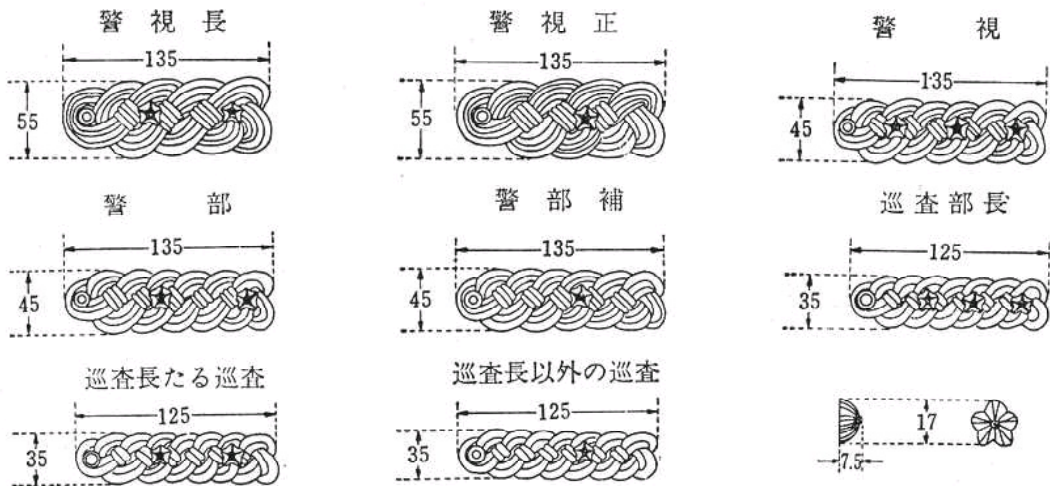


飾 緒



丸打ちひもの直径は5ミリメートルとする。

礼 肩 章



丸打ちひもの直径は、警部補以上は4ミリメートル、巡査部長及び巡査は、4.5ミリメートルとする。

えり章、飾緒及び礼肩章の装着位置

